

パブリックコメント

平成28年12月16日(金曜日)から

平成29年1月16日(月曜日)まで

第3次

光市子どもの読書活動推進計画

～子どもの自主的な読書活動を支えるために～

(案)



平成 28 年 12 月

光市教育委員会

目次

第 1 章	計画策定について	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の対象	2
第 2 章	子どもの読書活動の現状	3
1	社会情勢	3
2	子どもの読書状況	4
3	国及び山口県の計画	5
第 3 章	第二次光市子どもの読書活動推進計画の成果と課題	8
1	基本方針 1 子どもが自主的に読書に親しめる環境の整備・充実	8
2	基本方針 2 子どもが読書に親しむ機会の提供・充実	10
3	基本方針 3 子どもと本をつなぐ人の育成・支援	12
4	基本方針 4 子どもの読書活動における推進体制の確立	14
第 4 章	子どもの読書活動に関するアンケート	16
1	目的	16
2	調査対象	16
3	調査方法	16
4	実施時期	16
5	調査結果(読書活動に関するアンケート)	17
6	調査結果(学校図書館についてのアンケート)	20
第 5 章	子どもの読書活動推進のための方策	21
1	基本理念	21
2	基本方針	22
3	目標数値	22
第 6 章	計画の内容	23
1	基本方針 1 家庭・地域における読書活動の推進	23
2	基本方針 2 学校等における読書活動の推進	24
3	基本方針 3 図書館における読書活動の推進	26
4	主要な事業例	28
第 7 章	計画の推進	30
1	推進体制	30
第 8 章	参考資料	31
1	子どもの読書活動の推進に関する法律	31
2	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について(通知)	33
3	第三次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱	35
4	第三次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会	37

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第2条)であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。また、読書をするにより、子どもは、今までとは違った広い世界を知り、発見や感動、自分なりの考えを持つことを体験し、視野を広げ、自己の判断力を培い、豊かな感情や心を育てていきます。

このため国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備が推進されなければならない」との基本理念を示しました。また、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国は子どもの読書活動に関する基本的な計画の策定を、県・市は当該県・市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないと規定しました。

本市においては、国及び山口県の計画を参酌し、平成18年3月に「光市子どもの読書活動推進計画」(第一次)、平成24年3月に第二次計画を策定し、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう環境整備を推進してきました。

このたび、第二次計画が5年の計画期間を終了することから、本市におけるこれまでの成果や課題等を踏まえ、子どもが自主的な読書活動を行える環境整備に取り組むための基本的な計画として「第3次光市子どもの読書活動推進計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づいて、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」及び、山口県が策定した「山口県子ども読書活動推進計画 第3次計画」を踏まえ策定しました。

また、「光市総合計画」、「光市教育大綱」及び「光市生涯学習推進プラン」との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会状況の変化等により、計画の見直しを行う場合があります

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
国	第一次					第二次					第三次									
山口県		第1次					第2次					第3次								
光市				第一次					第二次					第3次 (本計画)						

4 計画の対象

本計画における、読書活動の推進の対象となる子どもは、おおむね18歳以下としますが、家庭・地域・学校等において子どもの読書活動と関わる市民や団体も対象とします。



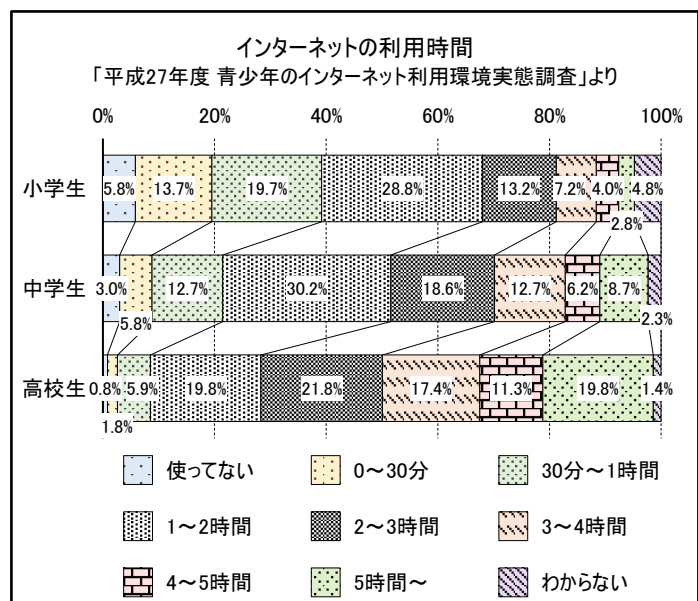
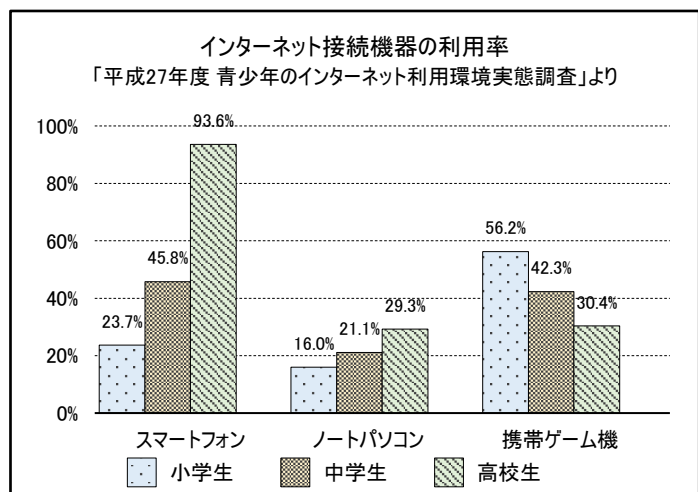
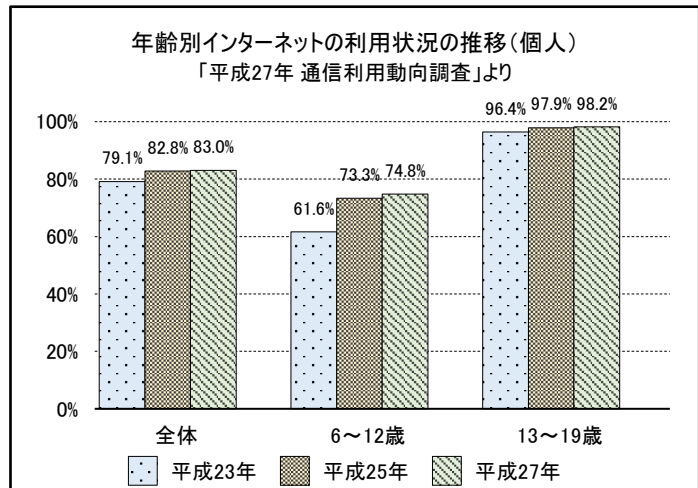
第2章 子どもの読書活動の現状

1 社会情勢

近年、情報通信機器の急速な発達に伴い、その普及状況や利用動向が急激に変化しています。総務省が実施した「平成27年通信利用動向調査」によると、小学生の74.8%、中学・高校生においては、98.2%がインターネットを利用しています。

また、内閣府が実施した「平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネット接続機器として、高校生においてはスマートフォンが93.6%となっており、いつでもどこでも簡単に利用できる状況となっています。このように、子どものインターネット利用が常態化しており、子どもの生活環境にも変化をもたらしていると考えられます。

インターネットの利用内容としては、ゲーム、動画・音楽視聴、コミュニケーション（メール、ソーシャルメディアなど）、情報検索での利用が多く、「平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを5時間以上利用する割合は、小学生2.8%、中学生8.7%、高校生19.8%と、年齢が進むにつれて長時間利用する

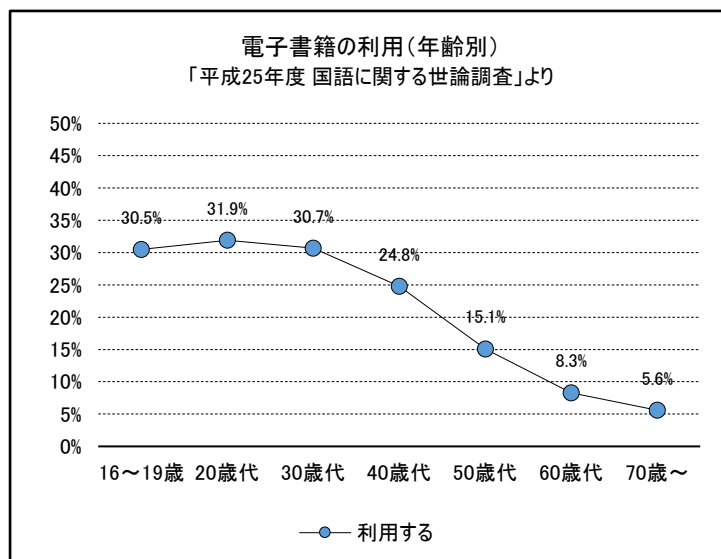


傾向が見られます。

情報通信環境の多様化による子どもたちの生活環境の変化に併せ、電子書籍の普及やインターネットによる調べものの増加など、読書活動の方法も変化しています。文化庁が実施した「平成25年度国語に関する世論調査」によると、電子書籍(雑誌や漫画を含む)の利用は全体で17.3%

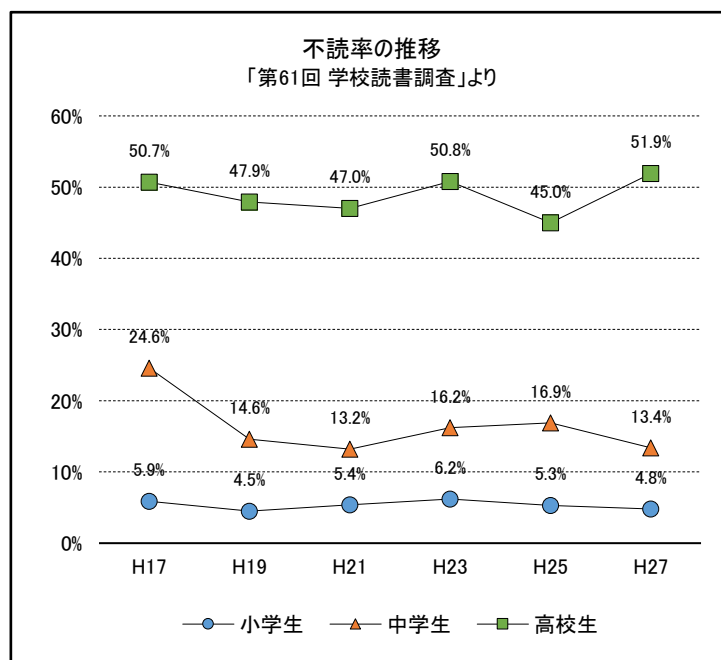
となっていますが、16歳から30歳代では3割を超え、40歳代以上と比べて高く、特に若い世代の利用に広がりを見せており、読書時間や量の減少につながっていると考えられます。

今後も、情報通信技術の発展がもたらす社会状況や読書環境の変化により、子どもと読書との関係は変化していくと考えられます。



2 子どもの読書状況

公益社団法人全国学校図書館協議会が平成27年に実施した「第61回学校読書調査」の結果によると、1か月間に本を1冊も読まなかった子どもの割合(不読率^①)は、小学生4.8%、中学生13.4%、高校生51.9%となっており、子どもの読書活動の推進に関する法律が施行された平成13年の割合(小学生10.5%、中学生43.7%、高校生67.0%)と比べると減少しています。



^① 1か月に1冊も本を読まなかった子どもの割合

3 国及び山口県の計画

(1) 国の計画概要

国は平成25年5月に、第三次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

これまでの計画において、全国の図書館の児童への年間の貸出冊数が過去最高となったこと、学校一斉読書活動を行う学校の割合が増加したこと、「OECD生徒の学習達成度調査」(2009年)によると、日本の子どもの読解力が国際的に見て上位になっていることなどを成果としています。

一方、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向があること、地域により取組の差が顕著なこと、学校図書館資料の整備が不十分であることを課題として整理し、これらの課題を解決するために、基本方針として、家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組を推進し、子どもたちの読書活動の環境を整備するとともに、読書活動の意義の普及を図ることを掲げています。

第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」概要(抄)

1 家庭

(1) 家庭での読書の習慣づけ

ア 理解の促進

イ ブックスタート(乳児検診時に、読み聞かせ方法の説明・絵本の配本を実施)

2 地域

(1) 図書館の役割と取組

ア 図書館による読書活動に関する情報提供の推進(全ての学校でインターネット等を活用した情報提供)

イ 学校図書館との連携強化

ウ ボランティア活動の促進(ボランティア登録制度等)

(2) 図書館の機能強化

ア 公立図書館の整備

(ア) 都道府県 100%、市 98.3%、村 25.0%

(イ) 未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用検討を考慮し、図書館の設置に努める

イ 図書館の資料、施設等の整備充実

(ア) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(告示)(平成24年12月)を踏まえ、以下を推進

(イ) 移動図書館の利用

(ウ) 情報化の推進(オンライン閲覧目録(OPAC)等の導入)

(エ) 子どもの利用のためのスペース整備(児童室等)

- (オ) 障害のある子どものための諸条件の整備・充実(点字資料、大活字本、録音資料等)
- (カ) 運営状況に関する評価等の実施
- (3) 司書・司書補の適切な配置・研修の充実
- (4) その他
 - ア 「国際子ども図書館」と学校図書館等の連携
 - イ 大学図書館の知見や資料の活用
 - ウ 児童館での読み聞かせやお話会
- 3 学校等
 - (1) 幼稚園、保育所、認定こども園
 - ア 幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備
 - (2) 小学校、中学校、高等学校等
 - ア 学習指導要領
 - (ア) 言語に関する能力の育成や人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を充実
 - イ 読書習慣の確立、読書指導の充実
 - (ア) 全校一斉読書活動
 - (イ) 児童生徒による読書紹介
 - (ウ) 卒業までの読書目標の設定
 - (エ) 障害のある子どもの読書活動の推進
 - (3) 学校図書館の資料、施設等の整備・充実
 - ア 学校図書館図書整備5か年計画
 - (ア) 学校図書館図書標準
 - (イ) 学校図書館への新聞配備
 - イ 学校図書館図書標準の達成
 - (4) 学校図書館の情報化
 - ア コンピュータの整備、図書情報のデータベース化等
 - (5) 司書教諭、学校司書等の人的配置の推進

(2) 山口県の計画概要

山口県は平成26年3月に「山口県子ども読書活動推進計画 第3次計画」を策定しました。

これまでの計画において、県内各地の公立図書館でおはなし会などの子ども向け行事を年間1,800回近く開催し、2万7千人以上の参加者があったこと、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡すブックスタートなどの取組が県内16市町で実施され、読書に親しむきっかけづくりになったこと、学校において一斉読書活動に取り組んでいる県内の学校の割合が小学校で97%、中学校で90%に達したことなどを成果としています。

一方、家庭においては、読書の薦めが行われていない家庭が小学生で約5割、

中学生で約6割となっており、保護者に対する意識啓発が重要なこと、学校の段階が進むにしたがって、読書離れが進む傾向にあることを課題として整理し、これらの課題を解決するために、基本方針として、家庭・地域・学校等をはじめ、社会全体で、子どもの自主的な読書活動の推進を図る取組を推進するとともに、子どもが読書に親しめる機会の提供、設備、施設等の整備・充実に努めることを掲げています。

「山口県子ども読書活動推進計画 第3次計画」概要(抄)

1 家庭

- (1) ブックスタートの効果的な実施方法を含めた普及促進
- (2) 小学生の読書習慣定着のため『食事、運動・遊び、読書』90日元気手帳の活用

2 地域

- (1) 公立図書館における推進

- ア 親子参加のイベントの開催など読書に親しむ機会の提供
- イ 山口県内図書館横断検索システムの活用により、県内の公立図書館や大学図書館と連携した資料提供の充実
- ウ 公立図書館による学校、幼稚園・保育所等への支援
- エ 公立図書館における民間読書ボランティア団体との情報交換や研修の機会の提供とネットワーク化の促進
- オ 運営状況に関する評価等の実施

- (2) 児童館や公民館等における推進

- ア 民間読書ボランティア団体等と連携した読み聞かせや、おはなし会などの活動の促進

3 学校等

- (1) 幼稚園や保育所等における推進

- ア 幼稚園・保育所における保護者に対する読書活動の大切さの普及・啓発

- (2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における推進

- ア 一斉読書活動の奨励と内容の充実
- イ 各教科等を通じて、図書館を利用して、言語に関する能力の育成や情報活用能力を向上させる取組奨励
- ウ 高等学校におけるビブリオバトルなどの主体的な読書活動の取組
- エ 学校図書館図書整備5か年計画による蔵書整備や新聞の配備の推進
- オ 公立図書館の団体貸出の活用等による図書資料の整備・充実
- カ 司書教諭や学校図書館担当職員の配置促進と教職員の協力体制の確立
- キ 読書ボランティアとの連携促進
- ク 障害のある子どもたちの読書活動推進のため、タブレット型情報端末やマルチメディアデジター図書等の活用

第3章 第二次光市子どもの読書活動推進計画の成果と課題

光市では、子どもの読書活動のさらなる充実を目指し、「第二次光市子どもの読書活動推進計画」で定めた4つの基本方針に基づき、「本との出会いをすべての子どもたちに」を基本理念として、家庭・地域・学校等・図書館・関係機関が相互に連携・協力しながら読書活動推進を行ってきました。

基本方針 1 子どもが自主的に読書に親しめる環境の整備・充実

基本方針 2 子どもが読書に親しむ機会の提供・充実

基本方針 3 子どもと本をつなぐ人の育成・支援

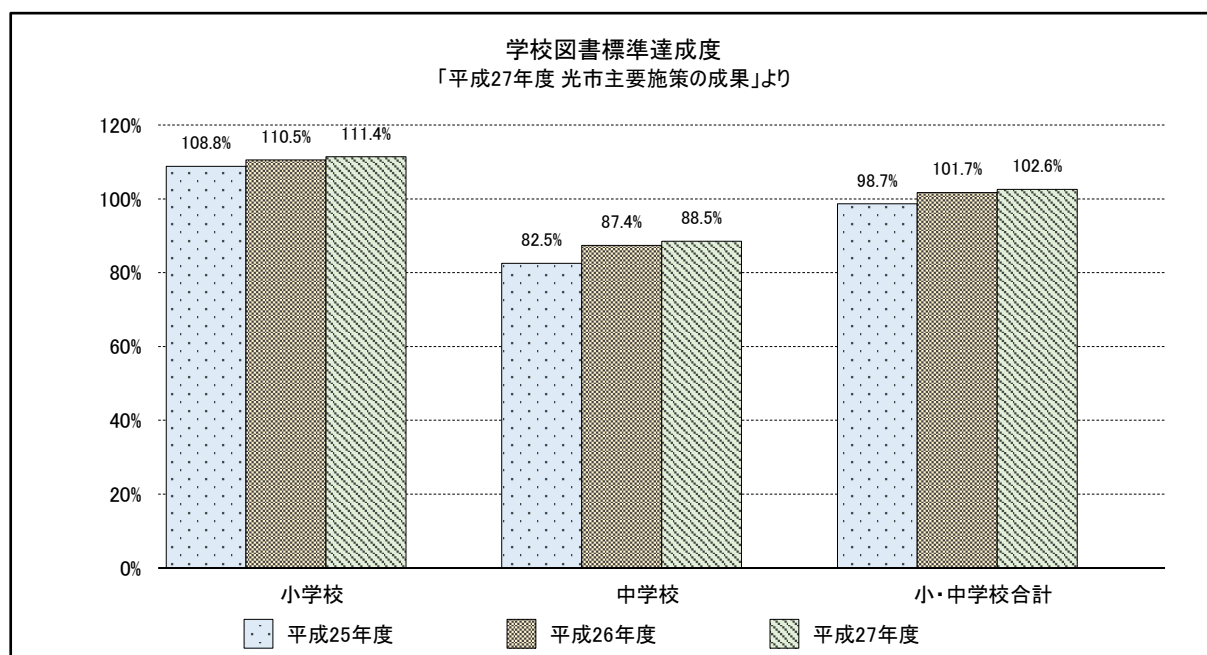
基本方針 4 子どもの読書活動における推進体制の確立

1 基本方針 1 子どもが自主的に読書に親しめる環境の整備・充実

《これまでの取組及びその成果》

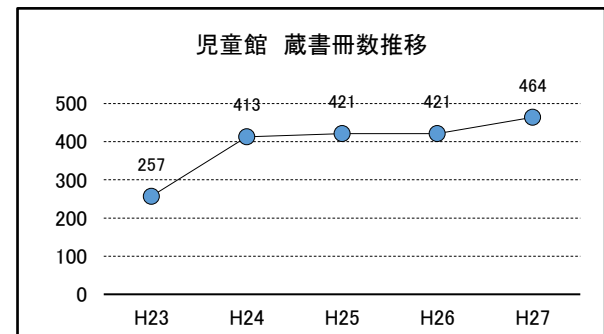
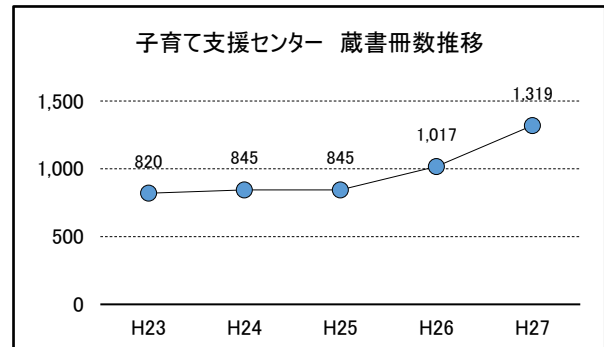
(1) 各施設・機関における資料の整備・充実や環境の整備

子どもが読書に親しむことができるよう、幼稚園・保育所においては、園児の年齢や発達段階に応じ、また、小中学校においては、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められた「学校図書館図書標準」を達成するよう、資料の充実を図りました。



子育て支援センターにおいては、子育てライブラリーの充実を図り、児童館においては、ものづくり図書コーナーを整備し、蔵書の充実を図りました。

また、市立図書館が行っている巡回図書を利用することにより、児童館においては、平成26年10月から50冊/月、サンホームにおいては、平成26年2月から30冊/月の配本を受け、子どもたちに提供する本を毎月変更することにより、幅広い内容の本が提供できるような環境づくりを図りました。

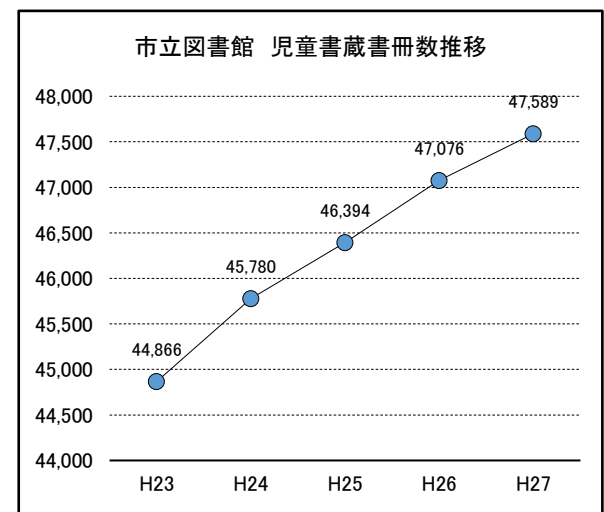


(2) 市立図書館における資料の充実・環境の整備

市立図書館では、児童図書の充実を図り、蔵書は5年間で2,723冊の増加となりました。

子どもが読書への興味・関心を高める工夫として、季節などのテーマによる図書の展示や、ティーンズコーナーの定期的な見直し、中学生や高校生によるおすすめ本を紹介するPOPの作成・掲示などを行っています。また、ボランティアによる布絵本の製作や、点字図書などを購入し、障害がある子どもへの資料の充実を図りました。

平成24年4月からは、第3日曜日及び祝日の開館を実施することにより、休日に家族で読書を楽しめる環境の推進を図りました。



《課題》

各施設において毎年蔵書数は増加していますが、子どもたちの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応えられるような魅力的な資料の整備・充実を図る必要があります。

市立図書館においては、児童図書コーナーにある絵本の配架方法について、レイアウト等の工夫を推進し、児童が読みたい本を選びやすくなるよう環境の整備に努め、また、障害のある子どもたちが豊かな読書活動を実施できるよう、各種資料の収集に努める必要があります。

2 基本方針 2 子どもが読書に親しむ機会の提供・充実

《これまでの取組及びその成果》

(1) 行事やイベントの実施

子どもは、身近な人からたくさんの心地よい言葉を聞くことによって、深い愛情を感じ安心感や信頼感を得て、共感する心や思いやりの心を身に付けていきます。絵本は、このような乳幼児期の子どもに大きな影響を与えるとともに、生涯にわたる読書活動のきっかけとして特に重要です。

そのため乳幼児への読書活動支援として、幼稚園・保育所では、保育の中で絵本の読み聞かせなどを実施し、また、子ども家庭課、健康増進課や児童館などの各施設において、「おはなしでてこい」「なかよし広場」「保育出前講座」など、様々な方法で子どもが読書に親しむ機会の提供を行いました。

市立図書館においては、定例のおはなし会の他に、「出前おはなし会」、読み聞かせを行う団体に対する「出前講座」や、ボランティアとの協働による多彩なイベントを実施しました。

「おはなしでてこい」開催状況(子ども家庭課)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数	271 回	265 回	500 回	442 回	466 回
参加人数	4,481 人	4,191 人	5,448 人	4,892 人	4,698 人

「なかよし広場」開催状況(子ども家庭課)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数	3 回	5 回	5 回	5 回	14 回
参加人数	75 人	240 人	222 人	303 人	501 人

「保育出前講座」開催状況(子ども家庭課)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数	7 回	6 回	6 回	6 回	5 回
参加人数	460 人	278 人	352 人	333 人	292 人

「子育て支援の「わ」モデル事業」開催状況(子ども家庭課)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数	200 回	64 回	59 回	42 回	60 回
参加人数	3,971 人	1,641 人	1,342 人	864 人	760 人

児童館「おはなし会」開催状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数	11 回	12 回	12 回	11 回	12 回
参加人数	158 人	148 人	89 人	68 人	57 人

市立図書館「出前おはなし会」・「出前講座」開催回数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
出前おはなし会	10 回	12 回	33 回	18 回	22 回
出前講座	1 回	2 回	2 回	1 回	2 回

(2) 子どもの読書活動推進に関わる情報提供

読書に対する関心を高めるため、様々な方法で情報発信を行いました。なかでも、インターネットを通じた情報発信手段であるホームページについては、平成 28 年 3 月に図書館ホームページのリニューアルを行い、また Facebook ページによる情報提供を開始し、これまで以上のきめ細かな情報発信を行いました。

また、子どもにとって利用しやすい図書館になるように、児童用の利用案内を作成・配布しました。



(3) 学校での機会の提供・充実

各学校において、朝読書を実施し、「読書名人」の表彰や、「チャレンジ読書」「読書のつどい」、子どもたちが学校図書館の本を自分たちで選ぶ「選書会」など、さまざまな取組を行いました。

また、各教科の学習に使われる資料を、市立図書館の巡回図書を利用し、幅広く揃え調べ学習に活用しました。

社会見学での図書館訪問の実施や、中学・高校生の職場体験での報告等を行うことにより、図書館について知る機会を増やしました。

「社会見学(小学生)」・「職場体験(中学・高校生)」実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
小学生	---	1 校	3 校	4 校	3 校
中学生	4 校	5 校	4 校	5 校	5 校
高校生	0 校	1 校	1 校	1 校	2 校

《課題》

利用者にとって魅力的な行事、イベント及びサービスを市民と協働して実施することにより、利用者の満足度が高い図書館を目指すことが求められます。

また、子どもの読書活動の機会に関する情報を、広報やパンフレットなどで積極的に提供するとともに、図書館のホームページなど、インターネットを活用した情報発信も充実させる必要があります。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身につけるため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められます。

そのためにも、学校において、読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められています。

3 基本方針 3 子どもと本をつなぐ人の育成・支援

《これまでの取組及びその成果》

(1) 家庭・保護者への啓発活動

子どもの読書習慣は、日常の生活を通じて形成されるものであり、家庭は子どもの読書の楽しさや大切さを伝えるうえで、重要な役割を担っています。そのため、様々な機会を通じ、家庭・保護者に対して、読書活動の啓発を行いました。

幼稚園・保育所において、園の開放や出前保育講座等の機会に絵本の読み聞かせを実施し、また、園だより等で絵本や行事の紹介を行いました。

健康増進課において、母親教室の開催にあわせて、読み聞かせの啓発を行うとともに、「心を育むおっぱい冊子」、図書館で行われる「おはなし会のお知らせ」の配布、「子育ての集い」での読み聞かせなどを実施しました。

子ども家庭課において、子育て情報誌「チャイベビ」や「チャイベビつうしん」を通して絵本の紹介等を行いました。

図書館において、毎年「子どもの読書活動推進講演会」を開催しました。

「子どもの読書活動推進講演会」開催状況

年度	内容	講師	参加人数
平成23年度	『読み聞かせ』から『ひとり読み』へ	横山 眞佐子	17人
平成24年度	絵本のツボ 子育てのツボ	村中 李衣	23人
平成25年度	今こそ、子どもたちに昔話を	松本 なお子	43人
平成26年度	絵本をとおして子育て支援	前園 敦子	48人
平成27年度	小学生への読み聞かせ	前園 敦子	65人

(2) 子どもの読書活動にかかわる人の育成・支援

「スキルアップ講座」等を実施し、保育士・図書指導員・読書ボランティアの資質向上を図りました。

また、平成26年3月、光市立図書館の活動を支援するため、読書ボランティアなどの活動を行う団体や個人から構成される「光市立図書館ボランティア活動協議会」が発足し、「図書館まつり」などの行事を協働して開催するなど、図書館の活動を盛り上げるだけでなく、子ども読書関係者がつながることにより、子どもの読書活動を支える体制の構築を目指してきました。

平成27年1月には「子どもと本をつなぐ山口読書ネットワークフォーラム」の地域開催を引き受け、子どもの読書活動を支える人のためのネットワークづくりに努めました。

「山口県子ども読書活動団体表彰」状況

年度	団体名	発足
平成23年度	語りの会ひかり	平成11年12月
平成27年度	絵本の読みあいグループ	平成15年4月

《課題》

子どもの読書習慣は日常の生活を通して身につけていくものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう保護者が意識していくことが大切です。そのためにも、インターネット等による情報発信や、幼稚園・保育所・学校におけるあらゆる機会を通じて家庭・保護者への読書活動の継続的な意義の普及・啓発が必要と考えられます。

また、読み聞かせなどの読書活動を支えるボランティアなど、子どもと本をつなぐ人の育成と活動への支援をしていく必要があります。

4 基本方針 4 子どもの読書活動における推進体制の確立

《これまでの取組及びその成果》

(1) 市立図書館と関係機関との連携・協力

読書への興味関心を高めるきっかけづくりを目的として、子ども家庭課と連携し、おっぱいまつりにおいて市立図書館による各種絵本の展示や紹介を行いました。

また、読書活動や、総合学習・調べ学習の支援のため、小・中学校からの依頼に対し巡回図書の配本を行いました。

子どもが身近に本と触れあえる場所であるコミュニティセンター(旧公民館)において、児童書を中心に蔵書の充実を図り、図書館ボランティアと協働し、年1回蔵書点検を行い、図書の管理や整備を図りました。

学校巡回図書及び貸出状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
巡回件数	27 件	55 件	84 件	85 件	50 件
貸出冊数	560 冊	1,017 冊	1,752 冊	1,902 冊	1,090 冊

コミュニティセンター図書蔵書冊数及び貸出状況(10館合計・一般書含む)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
蔵書冊数	23,701 冊	22,317 冊	17,135 冊	16,750 冊	15,772 冊
貸出冊数	7,219 冊	5,532 冊	5,596 冊	5,688 冊	5,311 冊

(2) 計画の推進体制

子どもの読書活動推進計画を総合的かつ計画的に推進していくために、平成24年度に「光市子どもの読書活動推進庁内委員会」を設置し、事業の進捗や課題の共有を行うとともに、取組状況の点検、評価を行いました。

《課題》

子どもの読書活動の推進には、環境整備と活動を支える人材の育成が欠かせません。引き続き、市立図書館職員、保育士、司書教諭及び図書指導員の確保と、資質の向上のための研修に取り組む必要があります。

特に、市立図書館における専門的職員は、児童・青少年用図書などを含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する

知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子どもや保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子どもの読書活動に関する相談等に応じられるよう資質向上に努める必要があります。

また、読書ボランティア活動の充実を図るとともに、ボランティアの活動の機会や場所の確保及び、活動を円滑に行うための支援とともに、引き続き、関係施設・機関との連携・協力に努める必要があります。



第4章 子どもの読書活動に関するアンケート

1 目的

子どもの読書活動を推進していく上で、市民の実態やニーズを把握するとともに、本計画策定の基礎とするため。

2 調査対象

幼稚園・保育所	(19 園)	年長児の保護者
小学校	(12 校)	4 年生の保護者
中学校	(6 校)	2 年生
高等学校	(3 校)	2 年生

	配布数	回収数	回収率
幼稚園・保育所	428 枚	365 枚	85.3%
小学校	461 枚	403 枚	87.4%
中学校	546 枚	523 枚	95.8%
高等学校	475 枚	453 枚	95.4%
合計	1,910 枚	1,744 枚	91.3%

3 調査方法

回答用紙への記入方式(園・学校に配布・回収依頼)

4 実施時期

(1) 調査票の配布

平成 27 年 10 月 15 日(木)

(2) 調査期間

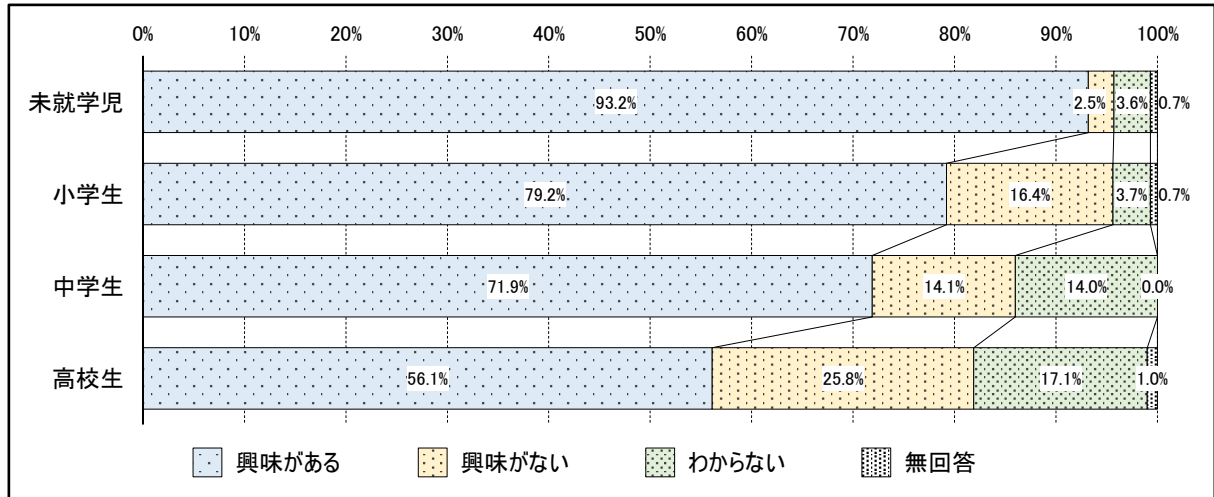
平成 27 年 10 月 27 日(火)～11 月 9 日(月)

(3) 調査票の回収

平成 27 年 11 月 13 日(金)

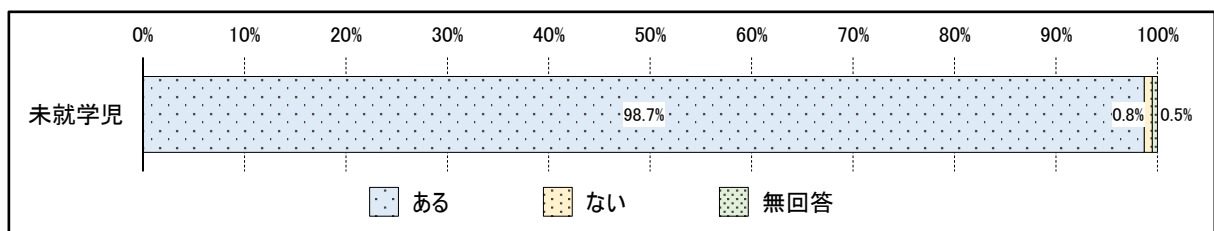
5 調査結果(読書活動に関するアンケート)

(1) あなたは(お子さんは)、絵本(または本)に興味を持っていますか？



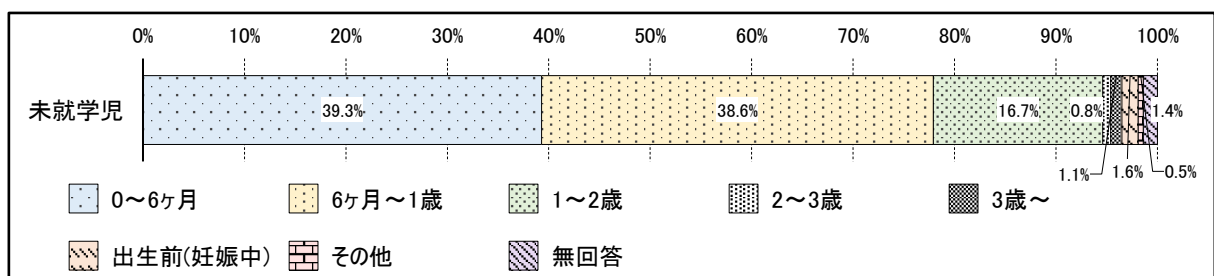
・年齢が上がるとともに本への興味が低くなっていることがうかがえます。

(2) お子さまに、絵本(または本)を読んであげたことがありますか？



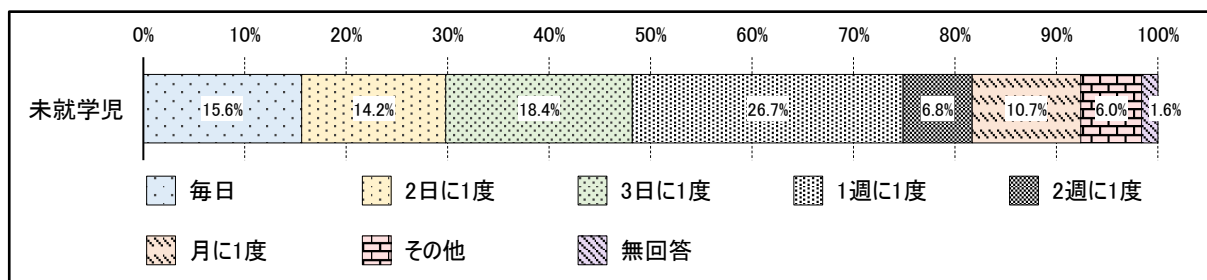
・「ある」(98.7%)が最も多く、ほとんどの未就学児の親は、子どもに対し本の読み聞かせを行ったことがあることがうかがえます。

(3) お子さんに、はじめて絵本を読んであげた時期はいつですか？



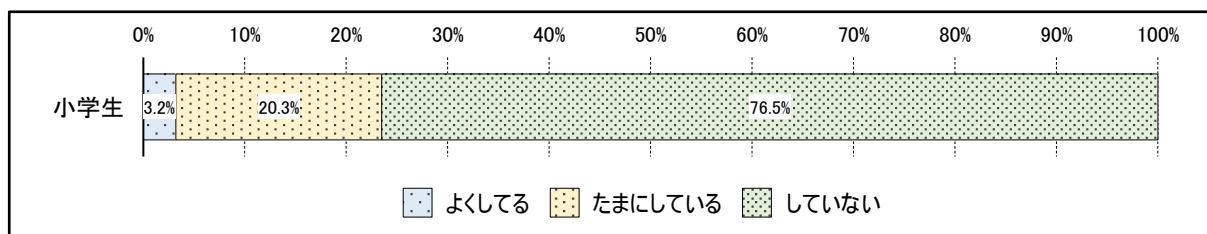
・「6ヶ月以前」(39.3%)と「1歳まで」(38.6%)と、1歳までに多くの親が読み聞かせを始めていることがうかがわれます。

(4) 絵本を読んであげる回数はいくつくらいですか？



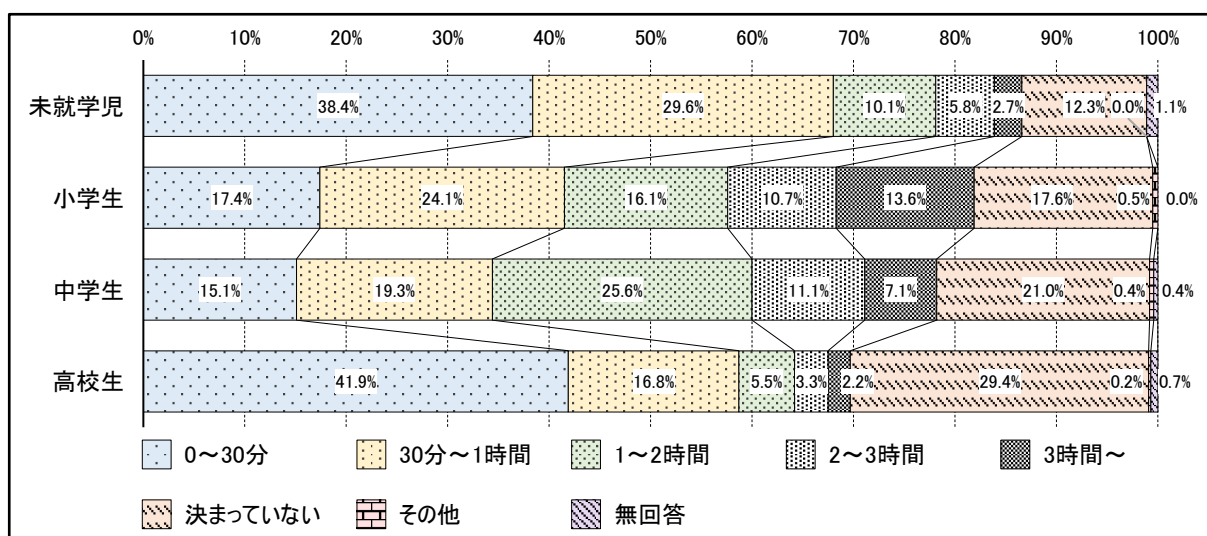
・「週に1度くらい」(26.7%)が最も多く、次いで「3日に1度くらい」(26.7%)、「毎日」(15.6%)となっています。

(5) 現在、お子さんに読み聞かせをされていますか？



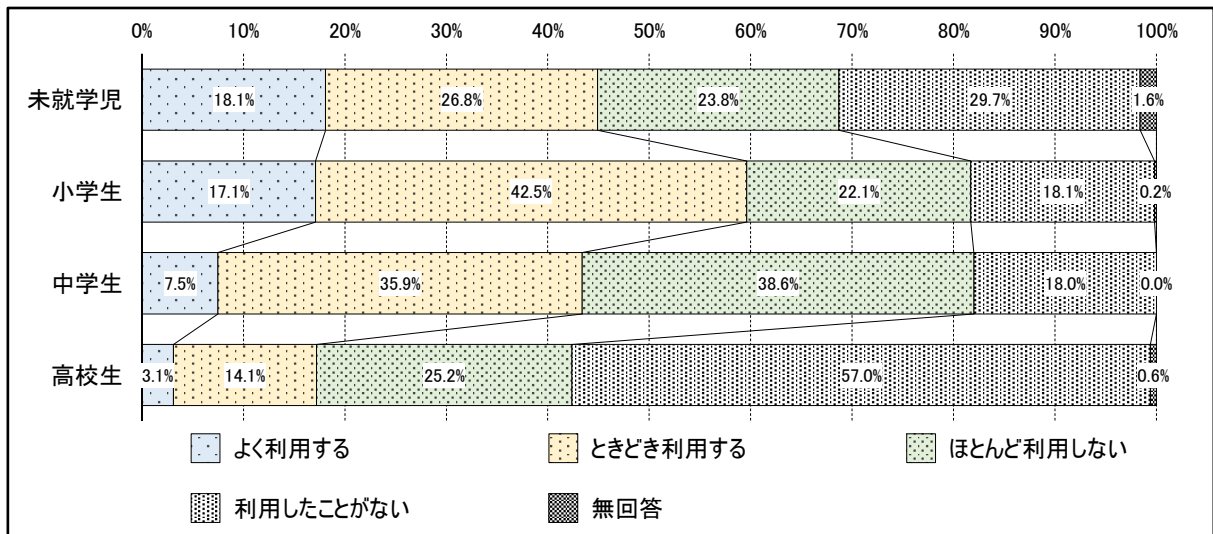
・小学生になると、「していない」(76.5%)が最も多く、親による読み聞かせを継続して行っていないことがうかがえます。

(6) 1週間の読書時間はどのくらいですか？



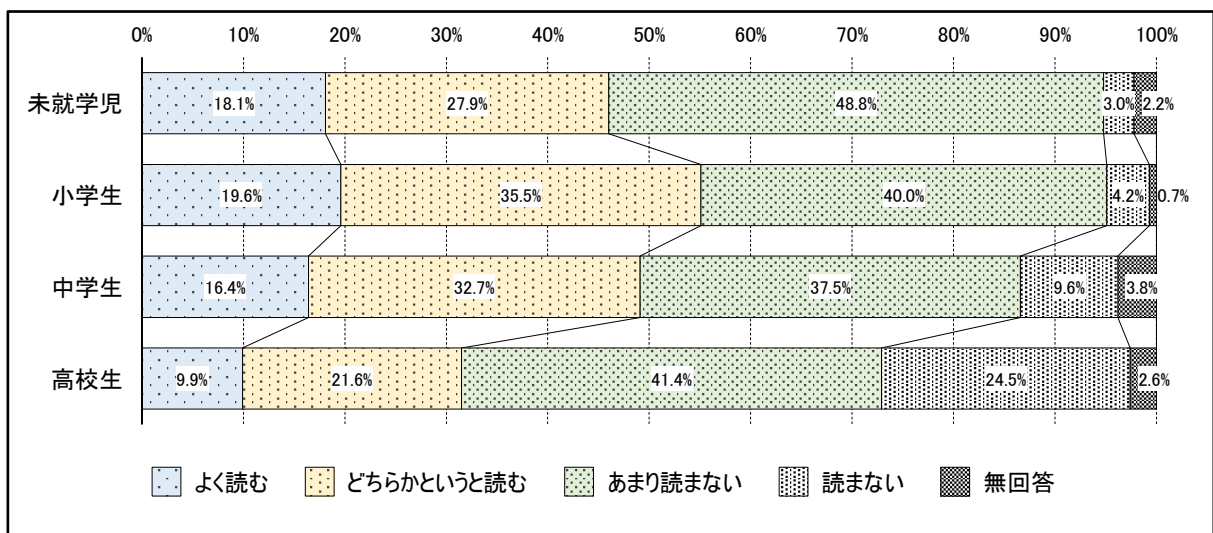
・高校生は、「0分から30分未満」(41.9%)が最も多くなっており、読書時間が短くなっていることがうかがえます。

(7) 市立図書館を利用したことがありますか？



・小学生の「よく利用する」(17.1%)、「ときどき利用する」(42.5%)が多くなっているが、高校生では「よく利用する」(3.1%)、「ときどき利用する」(14.1%)となっており、年齢が高くなるに従い、利用が減っていることがうかがわれます。

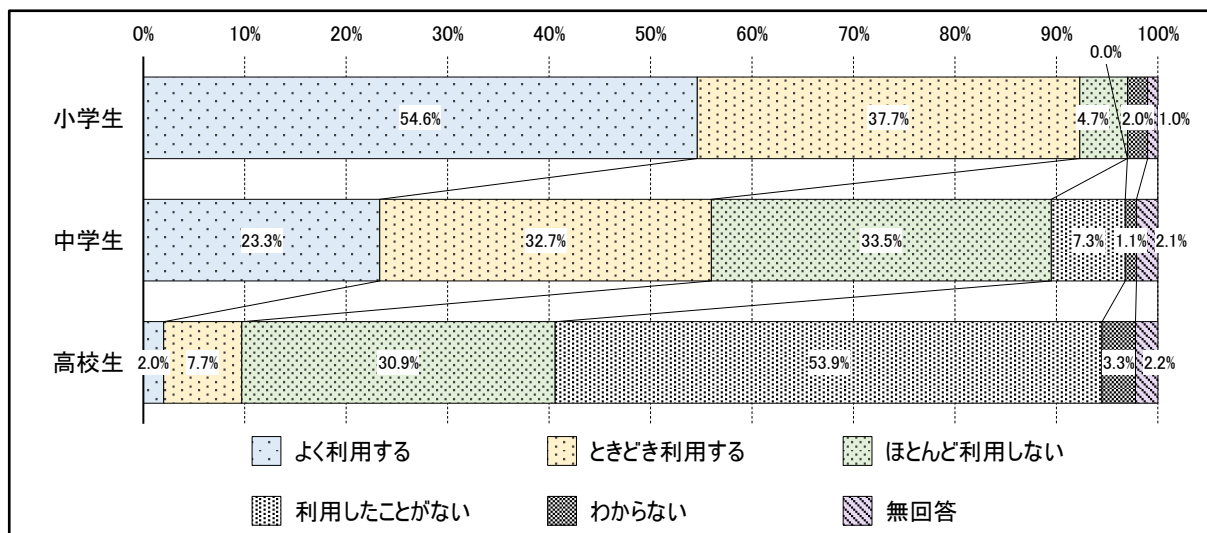
(8) 家族は、本をよく読みますか？



・「あまり読まない」「読まない」家庭が、年齢が多くなるにしたがって、多くなっています。

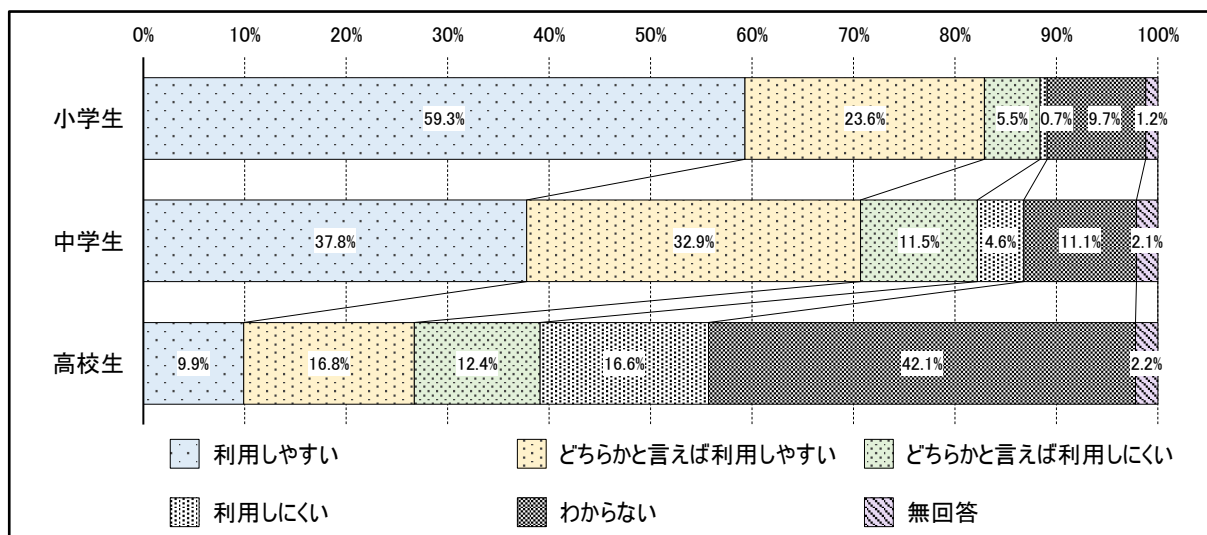
6 調査結果(学校図書館についてのアンケート)

(1) あなたは(お子さんは)学校図書館を利用したことがありますか？



・小学生では「よく利用する」「ときどき利用する」を合わせ 92.3%あるが、中学生、高校生と年齢が進むにつれ、大幅に利用が減っていることがうかがわれます。

(2) 学校図書館は利用しやすい場所にありますか？



・小学生では「利用しやすい」「どちらかと言えば利用しやすい」を合わせ 82.9%あるが、中学生では 70.7%に、高校生では 26.7%となっています。

第5章 子どもの読書活動推進のための方策

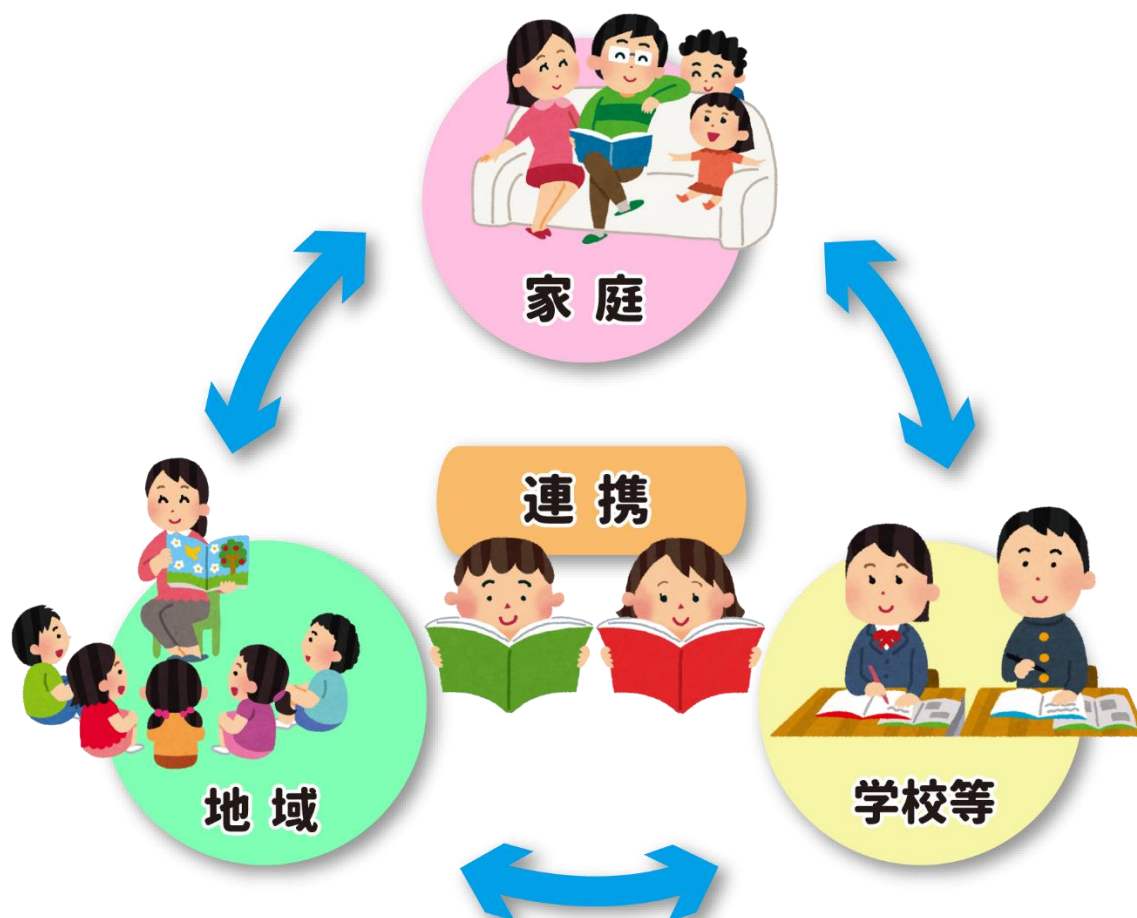
1 基本理念

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

本市では、第一次計画では、「豊かな『ことば』と『こころ』を育むために」を、第二次計画では、「本との出会いをすべての子どもたちに」を基本理念に掲げ、子どもの読書活動推進に取り組んできました。

本計画では、これまでの計画の理念を踏まえつつ、本市のすべての子どもたちがあらゆる機会・場所において、家庭・地域・学校等がそれぞれお互いに連携し、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進に取り組むことを目指し、基本理念を次のように定めます。

～子どもの自主的な読書活動を支えるために～



社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進に取り組む

2 基本方針

次の3つの基本方針に基づき具体的な取組を進めます。

基本方針 1

家庭・地域における読書活動の推進

基本方針 2

学校等における読書活動の推進

基本方針 3

図書館における読書活動の推進

3 目標数値

子どもの自主的な読書活動を支えるため、市立図書館の児童書蔵書冊数及び貸出冊数の目標を次のとおり設定します。

(1) 市立図書館の児童書蔵書冊数

	策定時	H29	H30	H31	H32	H33
蔵書冊数	47,589	48,000	48,500	49,000	49,500	50,000

(2) 市立図書館の児童書貸出冊数

	策定時	H29	H30	H31	H32	H33
貸出冊数	88,351	89,000	89,500	90,000	90,500	91,000

第6章 計画の内容

1 基本方針 1 家庭・地域における読書活動の推進

家庭や地域においては、子どもの成長や発達段階に応じた読書を続けていけるよう、保護者や地域の人たちの、子どもの読書活動への理解向上のための啓発を図ります。

また、絵本や物語などの読み聞かせなど、多くの読書に親しむ機会を提供するとともに、各施設において児童書の充実を図ります。

(1) 子育てにおける読書活動への理解の促進

ア 妊娠期からの読み聞かせ等の啓発

母子保健推進員活動や母親教室等により、妊娠期から乳児期を通して、絵本の読み聞かせの大切さ等の啓発活動を推進します。

イ 絵本と触れあう機会の充実(ブックスタート)

はじめて絵本と触れあう体験を通じて、読書への関心を高め、家庭での読書活動の支援を図ります。

また、ブックスタート事業^②の効果的な実施方法について検討を行い実施します。

ウ 冊子やチラシによる啓発活動

子育て情報誌「チャイベビ」や「チャイベビつうしん」において、家庭での読書活動の大切さ、絵本の楽しさや読み聞かせに適した絵本の紹介をすることにより、保護者の子どもの読書に対する理解の促進を図ります。

(2) 各施設における児童書の充実

各コミュニティセンター、子育て支援センターや児童館など子どもたちが集う施設においては、子どもや親子が、さまざまな本と触れあえるように図書コーナーの整備・充実を図ります。

また、市立図書館と連携し、団体貸出を行う等、幅広いジャンルの資料の提供に努めます。

^② 乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す活動

(3) 絵本の読み聞かせ等の機会の充実

子どもが読書に親しむ機会を提供するため、各施設において地域ボランティア等との協働によるおはなし会等の開催を実施します。

2 基本方針2 学校等における読書活動の推進

幼稚園・保育所・学校において、生きる力を育む中で、子ども一人ひとりが生涯にわたって読書に親しみ、読書を通して自分の考えを広げたり深めたりすることができるよう、自ら進んで読書に取り組もうとする態度を育んでいくことが大切です。そのために、子どもの発達段階に応じた読書活動の充実を図ります。

また、読書活動や調べ学習の拠点として学校図書館の環境を整え、教職員と学校図書指導員が連携し、保護者やボランティアの協力を得ながら効果的に推進します。

(1) 幼稚園・保育所

ア 家庭・保護者へのおすすめ絵本の紹介や貸出の実施

展示コーナーでの絵本の紹介や園だより等を通じて、読書の楽しさや大切さを伝えるとともに、保護者への図書の貸出を促進するなど、図書コーナーの開放を進め、家庭における読み聞かせの実践に繋がる読書活動の推進に努めます。

イ 図書コーナーの整備・充実

幼稚園・保育所において子どもたちがいつでも落ち着いた雰囲気の中で本と触れあえるように図書コーナーの環境整備や、発達段階に応じた図書の充実を図ります。

ウ 絵本の読み聞かせ等の実施

幼稚園・保育所では日々の活動の中、子どもが想像力豊かに楽しみながら、絵本などのおはなしに親しむ機会の提供として、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアターの実演などを実施します。

(2) 学校

ア 子どもたちの自主的な読書活動の啓発に関する取組

(ア) 各校の特色を生かした読書指導・読書活動の取組

一斉読書や朝読書の実施、読み聞かせやブックトーク等を継続して行い、子どもの読書への興味や関心を高めるよう努めます。

(イ) 図書委員・図書ボランティア活動の活性化と啓発活動

図書委員やPTAなどによる図書ボランティア活動の活性化を図り、POPによる図書の紹介や、ビブリオバトル^③等のさまざまな読書イベントを行い、情報発信をすることにより、全校的に読書に対する興味・関心を高め、保護者への啓発活動を推進します。

(ウ) 総合学習や調べ学習における市立図書館の活用

読書活動や、総合学習・調べ学習の支援のため、市立図書館が行う巡回図書の配本の活用を行います。

イ 図書資料の充実及び読書環境の整備

(ア) 子どもの読書・学習活動を図るための図書資料の充実

学校図書館が「読書センター」「学習センター」及び「情報センター」としての機能を効果的に発揮できるよう、資料の充実を図ります。

(イ) 学校図書館の環境整備

展示コーナーやレイアウト等の工夫を行い、読書に親しむ場や学習の場として、子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。

(ウ) 学校図書館の情報化の検討

学校図書館の学習・情報センターとしての機能を充実し、児童・生徒が学習活動において、情報を適切に収集・選択・活用できるよう支援するため、蔵書の管理方法などの検討を行います。

ウ 子どもの読書活動推進のための人材の育成及び活用

(ア) 司書教諭及び図書指導員の配置と資質の向上

小・中学校において、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を積極的に支援するため、司書教諭及び図書指導員の配置に努め、専門的な研修等への参加による資質の向上を目指します。

(イ) 学校図書館と市立図書館の連携マニュアルの作成

学校図書館の活性化を図り、子どもの読書活動を推進するために、公立図書館と学校の連携を図るための連携マニュアルを作成します。

^③ 参加者が読んで面白いと思った本を紹介し、もっとも読みたいと思う本を投票で決める。

3 基本方針3 図書館における読書活動の推進

図書館は、誰もが利用できる身近な生涯学習施設です。市民や社会のために開かれた文化と教育の窓口であり、「子どもの読書」についても長年の経験と知識を有しています。

市立図書館は、子どもたちの読書活動を推進するため、読書環境の整備、サービスの向上及び読書活動についての普及・啓発を図ります。

また、子どもの読書活動を支える人材の育成に努め、学校等と連携し、光市の子どもの読書活動の向上を図ります。

(1) 図書資料の充実及び読書環境の整備

ア 図書資料の一層の充実

子どもの読書活動推進の中核施設として、子どもの年齢や発達段階に応じた資料の選定に努めるとともに、児童図書の計画的な充実を図ります。

イ 児童コーナーの環境整備

新着本の紹介や、テーマ別の図書の展示などを行い、子どもが本を手に取りやすいレイアウト等を工夫し、利用しやすく魅力ある環境の整備を行います。

ウ ティーンズコーナーの環境整備

中学生・高校生の読書意欲を高めるよう、資料の充実、レイアウト等の工夫を図ります。

エ 図書館整備のあり方の検討

建築から40年を経過し、設備の老朽化が進んでいるため、今後の市立図書館整備の望ましいあり方について検討を行います。

(2) 子どもの読書活動推進のための各種サービスの充実

ア おはなし会等、子どもと本を結ぶための行事の充実

子どもが読書に親しむ機会を提供するため、おはなし会など各種イベント・行事を開催します。また、夏休み等には、子ども向け行事の充実を図り、読書ボランティア等との協働による各種事業の実施を図ります。

イ 障害のある子どもへのサービスの推進

点字資料や各種視聴覚資料等の整備、充実を図るとともに、現在所蔵している布絵本の活用促進を図ります。

ウ 出前おはなし会等の実施

幼稚園・保育所・学校に対し出前おはなし会や、出前講座を実施し、読書の楽しさや大切さを伝えるとともに、市立図書館の利用促進を図ります。

エ 社会見学・職場体験の受入

読書や市立図書館への興味関心を深めるきっかけとして、小学生の図書館見学を実施し、また、キャリア教育の一環としての職場体験の受け入れを実施します。

(3) 子どもと本をつなぐ地域の人・団体等の育成・支援

ア ボランティアの資質の向上

子どもに対して本の楽しさを伝えるための知識や技術などの向上を図るため、地域活動団体や読書ボランティアなどに対して講習会の開催を行います。

イ 新たなボランティアの育成の支援

これまで、おはなし会などのボランティア活動を行ってきた人・団体が講師となり、新たなボランティアの育成を行う機会・場所の提供を行います。

ウ ボランティア活動に対する支援

子どもに対する読書活動推進の場としておはなし会などを企画・調整し、ボランティアが活躍する場の支援を図ります。

(4) 子どもの読書活動に関する周知・啓発

ア ホームページ等による情報発信の充実

ホームページ^④による行事案内、おすすめ本の紹介などを行うとともに、Facebook ページ^⑤を活用した情報発信の充実を図ります。

イ 講演会や各種事業の実施による啓発活動

子どもの読書活動に関する講演会の開催や、読書に親しむきっかけづくりとなる各種事業の実施を通して、子どもの読書活動推進についての意義・重要性の普及・啓発活動を図ります。

^④ <http://www.hikari-library.jp/>

^⑤ <https://www.facebook.com/hikari.library/>

4 主要な事業例

基本方針1 家庭・地域における読書活動の推進		推進年度					主な所管
		H29	H30	H31	H32	H33	
	子育てにおける読書活動への理解の促進						
	妊娠期からの読み聞かせ等の啓発						健康増進課
	絵本と触れあう機会の充実(ブックスタート)						図書館 関係各課
	冊子やチラシによる啓発活動						健康増進課
	各施設における児童書の充実						関係各課
	絵本の読み聞かせ等の機会の充実						関係各課

基本方針2 学校等における読書活動の推進		推進年度					主な所管
		H29	H30	H31	H32	H33	
幼稚園・保育所	家庭・保護者へのおすすめ絵本の紹介や貸出の実施						子ども家庭課
	図書コーナーの整備・充実						子ども家庭課
	絵本の読み聞かせ等の実施						子ども家庭課
学校	子どもたちの自主的な読書活動の啓発に関する取組						
	各校の特色を生かした読書指導・読書活動の取組						学校教育課
	図書委員・図書ボランティア活動の活性化と啓発活動						学校教育課
	総合学習や調べ学習における市立図書館の活用						図書館 学校教育課
	図書資料の充実及び読書環境の整備						
	子どもの読書・学習活動を図るための図書資料の充実						学校教育課
	学校図書館の環境整備						学校教育課
	学校図書館の情報化の検討						学校教育課
	子どもの読書活動推進のための人材の育成及び活用						
	司書教諭及び図書指導員の配置と資質の向上						学校教育課
	学校図書館と市立図書館の連携マニュアルの作成						図書館 学校教育課

基本方針 3 図書館における読書活動の推進		推進年度					主な所管
		H29	H30	H31	H32	H33	
図書資料の充実及び読書環境の整備							
図書資料の一層の充実							図書館
児童コーナーの環境整備							図書館
ティーンズコーナーの環境整備							図書館
図書館整備のあり方の検討							図書館
子どもの読書活動推進のための各種サービスの充実							
おはなし会等、子どもと本を結ぶための行事の充実							図書館
障害のある子どもへのサービスの推進							図書館
出前おはなし会等の実施							図書館
社会見学・職場体験の受入							図書館・各学校
子どもと本をつなぐ地域の人・団体等の育成・支援							
ボランティアの資質の向上							図書館
新たなボランティアの育成の支援							図書館
ボランティア活動に対する支援							図書館
子どもの読書活動に関する周知・啓発							
ホームページ等による情報発信の充実							図書館
講演会や各種事業の実施による啓発活動							図書館

第7章 計画の推進

1 推進体制

本市では、「第二次光市子どもの読書活動推進計画」の実施と合わせ、関係各所管課等の職員により構成された「光市子どもの読書活動推進庁内委員会」を設置しました。

本計画を総合的かつ計画的に推進していくため、計画に基づく施策や取組状況の点検・評価を行い、関係各所管課と進捗状況や課題を共有します。

また、光市立図書館協議会委員の意見を聴取し、計画の取組における参考とします。



第8章 参考資料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について(通知)

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について(通知)

14文科ス第210号

平成14年8月9日

このたび、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号。以下「法」という。)第8条の規定に基づき、平成14年8月2日に、別添のとおり、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。

本基本計画は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が策定するもので、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境の整備を推進する観点から、平成14年度からおおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示したものであります。

その内容は、「家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供」、「図書資料の整備などの諸条件の整備・充実」、「学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取組の推進」、「社会的気運醸成のための普及・啓発」等となっています。

政府においては、本基本計画に基づき、関係府省等の緊密な連携の下、子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の充実を図っていくこととしております。

については、本基本計画の内容等を踏まえ、子どもの読書活動の推進のための取組が一層適切に行われるよう御配慮をお願いします。

特に、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては、下記の点に御留意の上、子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の推進に努められるようお願いいたします。

あわせて、このことについて、域内の市町村教育委員会及び市町村長に周知していただくようお願いいたします。また、所管又は所轄の学校、図書館その他の教育機関及び学校法人、関係団体等に対しても本基本計画の内容等を周知していただくようお願いいたします。

記

1 子ども読書活動推進計画の策定

都道府県は、法第9条第1項の規定に基づき、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「都道府県子ども読書活動推進計画」を策定するよう努められたいこと。

市町村は、法第9条第2項の規定に基づき、基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するよう努められたいこと。

2 図書館における子どもの読書活動の推進

公立図書館は、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、ボランティアの参

加の促進、障害のある子どもに配慮した図書館サービスの充実により、子どもの読書活動の推進に努められたいこと。

また、必要な図書資料の計画的な整備及び児童室等子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等に努められたいこと。

3 学校における子どもの読書活動の推進

学校においては、読み聞かせや「朝の読書」、各学校が目標を設定する取組などを通じて、子どもの読書に親しむ態度を育成し、読書習慣の形成が図られるよう努められたいこと。

4 図書館の設置促進

都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することを踏まえ、域内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村立図書館の設置及び運営に対する指導、助言等を計画的に行われたいこと。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努められたいこと。

5 学校図書館の蔵書の充実

学校図書館は、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動、読書活動を推進していく上で、また、総合的な学習の時間などにおいて多様な教育活動を展開していく上で、重要な役割を果たすものであり、各学校においては学校図書館の蔵書を充実するよう努められたいこと。特に、公立義務教育諸学校においては、学校図書館図書整備5か年計画(平成14年度から平成18年度まで)の地方交付税措置の活用などにより、蔵書の充実を図り、学校図書館図書標準の早期の達成に努められたいこと。

6 学校図書館司書教諭の配置の促進

学校図書館法の規定により、平成15年4月以降、12学級以上の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(前期課程・後期課程)及び盲・聾・養護学校(小学部・中学部・高等部)には、必ず司書教諭を置くこととされており、有資格者の計画的な養成・配置及び円滑な発令が進むよう努められたいこと。

7 「子ども読書の日」を中心とする啓発広報の推進

「子ども読書の日」(4月23日)の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業の実施に努めるとともに、学校、図書館などの関係機関や関係団体との連携を図りながら、広く啓発広報を推進するよう努められたいこと。

8 推進体制の整備

子どもの読書活動の推進に関し、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を推進する観点から、連携・協力の具体的方策の検討や関係者間の情報交換などを行うため、学校、図書館、教育委員会、健康・福祉行政担当部局等の関係行政機関、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制を整備するよう努められたいこと。

3 第三次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱

第三次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱

平成28年4月22日
教育委員会告示第1号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づく第三次光市子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定にあたり、広く市民等の意見を反映させるため、第三次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項について協議すること。

(構成)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育・子育て支援関係者
- (3) 読書活動関係者
- (4) 幼児教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 一般公募市民
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会議は会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月22日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初の会議は、第6条第2項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

3 この告示は、第4条に規定する日をもって、その効力を失う。

4 第三次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会

構成	氏名	役職
学校教育関係者	井宮 昇子	山口県立光高等学校司書教諭
	岡崎 英子	光市立島田小学校校長
	濱崎 美幸	光市立浅江中学校教頭
	竹内 千恵子	図書指導員
社会教育・子育て支援関係者	岩崎 英二	光市立三輪小学校PTA会長
	薮崎 寿子	光市母子保健推進協議会会長
読書活動関係者	兼清 一枝	光市立図書館ボランティア活動協議会代表
幼児教育関係者	田中 勢津子	光市保育協会保育士部会会長 (大和保育園園長)
学識経験者	田村 恵美子	山口県立山口図書館
一般公募市民	末岡 美由紀	光紙芝居代表

